

鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第30条第1項の景観重要建築物等その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。